第八期(令和3~5年)における第1号被保険者介護保険料の算定について

○ 人口・被保険者数の推移と推計

	平成 30 年度		令和え	元年度	令和2年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	推計値	
総人口	370,672	378,351	368,363	376,104	366,055	373,762	
1 号被保険者	110,351	109,821	111,261	110,505	112,174	111,045	
2 号被保険者	125,600	127,038	124,926	126,888	124,251	126,510	
被保険者計	235,951	236,859	236,187	237,393	236,425	237,555	

(各年10月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	371,298	368,715	366,050
1 号被保険者	111,633	111,665	111,821
2 号被保険者	125,616	125,244	124,585
被保険者計	237,249	236,889	236,406

[※]人口推計 住民基本台帳の登録数をベースに推計

被保険者数の推計 平成30~令和2年度実績から性別・1歳ごとの年齢別の変化率により推計

○ 要介護認定者数の推移と推計

	平成 3	0年度	令和テ	元年度	令和2年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	推計値	
要介護認定者数	21, 544	21,397	21, 941	21,417	22, 308	21,060	
要支援1	3,227	3,464	3,298	3,593	3,805	3,383	
要支援 2	3,094	3,079	3,091	2,971	3,244	2,844	
要介護 1	5,244	5,175	5,434	5,259	6,246	5,304	
要介護 2	2,843	2,740	2,901	2,699	3,355	2,675	
要介護3	2,305	2,198	2,371	2,221	2,713	2,242	
要介護4	2,979	2,893	3,072	2,818	3,754	2,868	
要介護 5	1,862	1,848	1,774	1,856	1,716	1,744	

(各年10月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定者数	21, 371	21, 781	22, 125
要支援1	3,417	3,477	3,534
要支援 2	2,875	2,924	2,963
要介護 1	5,381	5,486	5,576
要介護2	2,718	2,773	2,816
要介護3	2,283	2,326	2,366
要介護4	2,923	2,985	3,031
要介護 5	1,774	1,810	1,839

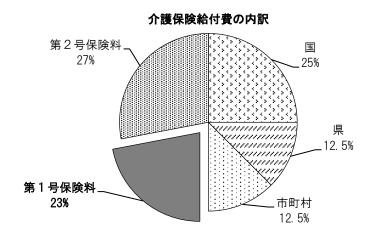
※要介護認定者数の推計 平成 30~令和 2 年度実績から性別・ 5 歳ごとの年齢別・要介護度別の認定率 により推計

○ 給付費の推計

在宅サービス費 平成30~令和2年度実績から令和2年度の利用率をベースに推計施設・居住系サービス費 平成30~令和2年度実績から令和2年度の利用率をベースに推計特定入所者介護サービス費・高額介護サービス費等 平成30年度実績をベースに推計地域支援事業費 平成29~令和元年度実績をベースに推計

○ 保険料の負担割合

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令により、第1号被保険者の負担割合は **給付費の23%**



○ 介護保険料基準額算定のプロセス

1	標準給付費見込額+地域支援事業費見込額(令和3~5年度)	A	円
2	第1号被保険者負担分(令和3~5年度) ①×23%	В	円
3	介護保険料収納必要額(令和3~5年度)		
	②-調整交付金	С	円
4	収納率 98%で補正 ③÷98%	D	円
(5)	介護保険料(月額)		
	④÷3年間の第1号被保険者数(補正後) 334,477人÷12	E	円

(第七期介護保険料月額 5,662 円 ≒ 5,670 円)

○ 今後、介護保険料を算定するにあたり考慮すべき事項

- ・今年度分の給付実績の算定 ・施設整備による給付見込の修正 ・地域支援事業の修正
- ・所得段階弾力化の検討 ・市準備基金の取崩 ・介護報酬改定

第八期介護保険料算定における長野市の方針(案)

(1) 第八期介護保険料段階の設定

第四期の9段階から、負担の能力に応じたより細やかな設定とするために、第五期では10段階に変更し、第六期では、国の標準的な段階区分が9段階に変更されたことから、さらに低所得者への配慮と負担の能力に応じたきめ細かな設定とするため、標準より2段階多い11段階とした。そして、第七期(現計画)では、第7~9段階の対象となる所得金額の設定を変更した。

次期計画において、国では標準的な段階区分を見直す予定はないことから、さらなる細分化は せず、**保険料の段階は11区分のまま、第9~11段階の保険料率を引き上げ、保険料基準額の上 昇を抑制する**こととする。

変更の理由

第9段階は合計所得金額が300万円以上の現役並みの所得者であるが、保険料率は国の基準より低い設定となっている。第9段階の保険料率を国の基準に合わせて引き上げ、併せて第10、11段階も保険料率を見直すことにより、保険料基準額の上昇を抑制することができる。

	国基準 (現行)	長野市第七期		第八期(案1)	(案2)
第9段階	1. 70	1. 55		1. 70	1. 70
第 10 段階	(1.70)	1.75	\Rightarrow	1.80	1.80
第 11 段階	(1.70)	1.80		1. 90	2.00

長野市の保険料段階設定の推移

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階
第 [·]	1期	15,420	23,130	☆30,840	38,550	46,260	_	-	-	_	_	
第2	2期	18,540	27,810	☆37,080	46,350	55,620	_	_	_	_	_	
第(3期	23,340	23,340	35,010	☆46,680	58,350	70,020	_	_	_	_	
第4	4期	23,940	23,940	35,910	41,890	☆47,880	53,860	59,850	71,820	83,790	_	_
第	5期	26,350	26,350	39,520	43,920	51,240	☆58,560	65,880	73,200	87,840	102,480	_
第6	3期	26,350	44,460	49,410	57,640	☆65,880	75,760	83,990	98,820	102,110	115,290	118,580
	30年度	27,210	45,920	51,030								
第7期	元年度	23,810	39,970	49,320	59,530	☆68,040	78,240	86,750	102,060	105,460	119,070	122,470
	2年度	20,410	34,020	47,620								

第7期の第1~3段階は消費税率変更に伴う軽減措置後の保険料

〈長野市第七期〉

段階	対 象 者	保険料率	年 額
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金	× 0.45	30,610円
	額の合計が80万円以下	(×0.30)	(20,410円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金	× 0.675	45,920円
为4以旧	額の合計が80万円を超え、120万円以下	$(\times 0.50)$	(34,020円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金	× 0.75	51,030円
あい 段陥	額の合計が120万円を超える	$(\times 0.70)$	(47,620円)
第4段階	世帯の中に市民税課税者がおり、本人は市民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	× 0.875	59,530円
第5段階	世帯の中に市民税課税者がおり、本人は市民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.0	68,040円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	×1.15	78,240円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上かつ200万円未満	× 1.275	86,750円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上かつ300万円未満	×1.50	102,060円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上かつ400万円未満	×1.55	105,460円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上かつ1,000万円未満	× 1.75	119,070円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	×1.80	122,470円

※ 第1~3段階()内は、低所得者保険料軽減措置適用後

〈国の基準表〉

			T
段階	対 象 者	保険料率	第7期平均保険料額
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金 額の合計が80万円以下	× 0.45	31,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下	× 0.75	52,830円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える	× 0.75	52,830円
第4段階	世帯の中に市民税課税者がおり、本人は市民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	× 0.90	63,400円
第5段階	世帯の中に市民税課税者がおり、本人は市民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.0	70,440円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	× 1.20	84,530円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上かつ190万円未満	×1.30	91,580円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上かつ290万円未満	× 1.50	105,660円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上	× 1.70	119,750円

(2) 介護給付費準備基金の取崩

第七期では保険料の上昇を抑制するため基金6億円を取崩すことにより、保険料月額154円の減額とした。今後も高齢者の増加に伴う保険給付費の増加により、保険料の上昇が見込まれることから、第八期においても介護給付費準備基金の取崩しにより、保険料基準額の上昇を抑制することとする。

令和2年度末基金残高見込:約22億500万円

(3) スケジュール

令和2年12月 サービス見込量及び保険料額を概算で算定し、国へ提出

令和3年 1月頃 国による介護報酬改定内容の公表

3月 介護報酬改定を受け、介護保険料を決定